

岩見沢市告示 第 29 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4年 2月22日

岩見沢市長 松野



1. 都市計画の種類

ごみ焼却場

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市日の出町の一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（岩見沢市決定）

都市計画ごみ焼却場中 1 号岩見沢市塵芥処理場を廃止する。

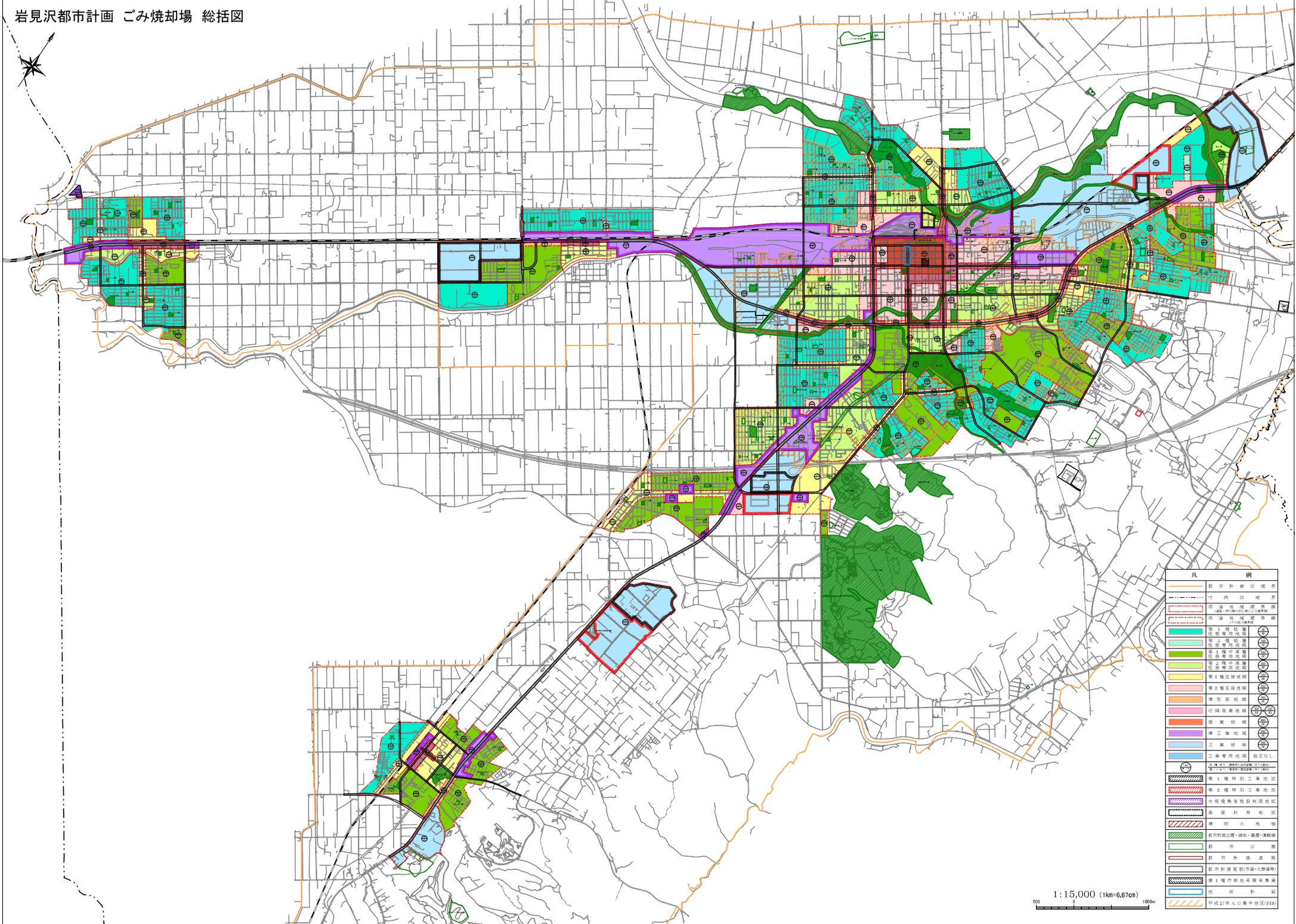
名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
2	岩見沢広域じん芥処理センター	岩見沢市東山町 297、 298、303、307、309 番地	約 4.0 ha	処理能力 焼却施設 100 t/日 (50t/日 X 2 基) 破砕処理施設 15 t/5h/日 リサイクル施設 9.9 t/5h/日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

公共施設の再編計画策定に伴い、ごみ焼却場としての利用が見込まれなくなったことから岩見沢市塵芥処理場を廃止する。

岩見沢都市計画 ごみ焼却場 総括図



凡 例	
	岩見沢市区域境界
	市域区域境界
	市域外区域境界 (建設・都市計画・国土交通省)
	指定区域境界
	第1種低層住宅等住居地域
	第2種低層住宅等住居地域
	第1種中層住宅等住居地域
	第2種中層住宅等住居地域
	準住居地域
	可隣接地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	工業専用地域 指定なし
	第1種特別工業地域
	第2種特別工業地域
	大規模客用施設地区
	高度利用地区
	準防火地域
	都市計画公園・緑地・施設・運動場
	都市計画道路
	都市計画道路(市道・火線通称)
	第1種市街地再開発事業
	地区計画
	平成27年人口集中地区(EED)

1:15,000 (1km=6.67cm)
 0 100m

岩見沢都市計画 ごみ焼却場 計画図

